

交通人材確保特別緊急対策事業支援金交付要綱

(趣旨・目的)

第1条 運転手不足を一因としたバス路線の廃止、減便の表明が相次ぐ厳しい現状を踏まえ、公共交通の担い手を確保し、将来にわたって地域の移動手段を維持・確保していくため、人材確保・育成に取り組む事業者に対して、予算の範囲内で交通人材確保特別緊急対策事業支援金（以下、「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下、「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号にあげる用語の定義は、当該各号の定めるによる。

- (1) 「乗合バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (2) 「貸切バス事業者」とは、道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (3) 「タクシー事業者」とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

(交付の対象等)

第3条 支援金の交付対象となる事業者、交付要件、交付額は別表に定めるものとする。なお、支援対象経費については消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。

(事業計画書の提出)

第4条 支援金の交付を受けようとする事業者（以下、申請者という。）は、対象となる運転手（見込）（以下、対象者という。）を雇用した後、交通人材確保特別緊急対策事業支援金事業計画書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(事業計画の認定)

第5条 知事は、前条の規定により事業計画書の提出があったときは、審査の上、適当と認めたときは、計画認定を行い、その結果について申請者へ通知するものとする。

2 前項の認定には、必要に応じて条件を付することができる。

(事業計画の変更等)

第6条 前条の規定により認定を受けた申請者（以下、認定申請者という。）は、事業計画について、次のいずれかに該当する事項を変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画書変更認定申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 対象者が離職した又は県外の本社及び営業所に配置転換した等の変更
- (3) その他、事業計画書の主要な部分の変更

2 前項の変更認定の手続きは、前条の規定を準用する。

(交付の申請及び実績報告)

第7条 認定申請者は、対象者を6か月継続して雇用した後に、6か月経過した日から30日経過した日又は支援金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに交通人材確保特別緊急対策事業支援金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(交付の決定及び額の確定)

第8条 知事は、前項の規定により交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、これを審査

し、適當と認めたときは、交付決定通知及び交付額確定通知を行うものとする。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第9条 知事は、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取消し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

- (1) 提出書類の記載の虚偽があるとき
- (2) その他知事が必要と認めるとき

(状況報告)

第10条 知事は、必要に応じて、支援金に係る事業の実施状況等について報告を求めることがある。

(帳簿の保管)

第11条 支援金の対象者に係る雇用の状況を明らかにする帳簿、書類等を備え、支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この交付要綱に定めるもののほか、支援金の交付について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年4月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表

1 対象事業者	<p>事業計画書の提出時点において、国土交通省の許可を受けている乗合バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者のうち、県内に本社又は営業所を有し、次の各号のいずれかに該当する者。</p> <p>ただし地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条第四号に規定される事業を実施する事業者は除く。</p> <p>(1) 県内で路線バス等を運行する乗合バス事業者</p> <p>(2) 県内市町村が実施する自家用有償旅客運送の運行を受託する乗合バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者</p>
2 交付要件	<p>令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日において、新たに運転手（見込）を採用し、6 か月以上継続して雇用し、かつ、県内の本社又は営業所に勤務すること。</p> <p>なお、対象者の雇用前の居住地が県内である場合、雇用された日時点において、普通自動車第二種免許及び大型自動車第二種免許（以下、「二種免許」という。）を有していないこと。ただし、雇用を前提として、雇用前に申請者の負担により、対象者が二種免許を取得した場合はこの限りではない。</p>
3 交付額	新規雇用者 1 人あたり 20 万円